

『霧島市史』編さん支援業務委託 事業者選定基準

1. 選定方法

- ・選定委員会が、企画提案書の受付順に、評価基準に基づいて、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングを審査する。
- ・審査の結果、各選定委員の評価点（110 点満点）を算出し、各選定委員の合計得点を総合評価点とする。
- ・総合評価点が満点の 6 割を上回った者のなかで、各選定委員の 1 位獲得総数が最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点となった提案者を次点交渉権者として選定する。優先交渉権者との随意契約交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と交渉を行う。
- ・1 位獲得総数が同数の場合は、総合評価点が高い者を優先交渉権者に選定する。
- ・提案者が 1 者のみの場合であっても選定を実施し、総合評価点が満点の 6 割を上回る場合は、優先交渉権者として選定の上、本業務契約締結に向けた交渉を行う。
- ・総合得点の満点の 6 割を最低基準点とし、最低基準点に満たない提案者は、優先交渉権者として選定しない。

2. 評価基準

（1）評価点

- ①点数配分：企画提案書及びプレゼンテーションの内容について採点を行うこととし、点数配分は以下のとおりとする。

評価項目	評価内容	配 点	
企画 執筆 編集	実施方針が現実的で、明確か。業務に対する取り組み意欲が高く、熱意が感じられるか。業務内容を理解できているか。	10	20
	仕様書に記載された業務内容についてすべて提案され、趣旨を理解した適切な提案となっているか。	5	
	執筆も含めた年史誌編集などの実績があるか。	5	
サポート 体制	同種業務の実績があり、業務を遂行するために必要な知識と経験を有する人材が配置され、業務を遂行するためのノウハウを有すると認められるか。	5	20
	実現性のある進行計画（工程表）であるか。	5	
	当局と業者との役割分担が明確であるか。	5	
	連絡体制が確立しており、委託期間中を通して迅速で適切な対応がとれるか。	5	
校正	校正体制がどの程度整っているか。	10	20
	校正の重要性についての適切な認識をもち、万全の校正を遂行するためのノウハウを有すると認められるか。	10	

実績	年史誌（特に自治体史）の豊富な実績があるか。	-	30
その他	特筆すべき提案があるか。	-	10
価格	提案内容に応じた適切な価格か	-	10

②採点の目安

採点の目安は、以下のとおり 5 段階で配点し、絶対評価で採点を行う。

非常に優れている	優れている	標準である	劣っている	非常に劣っている
5	4	3	2	1

※配点が 30 点の項目は「× 6」、10 点の項目は「× 2」で採点する。

（２）価格評価点委託料上限額以内であるか、妥当な提案価格かを評価する。

評価項目の価格については、下記により事務局において算出する。

計算式：配点（10 点）×最低見積額÷当該参加者の見積額

ただし、見積額が提案限度額に 10 分の 7 を乗じて得た額（35,050,400 円）を下回る場合は、上記の計算結果にかかわらず、10 点とする。その時、上記計算式の最低見積額は、提案限度額に 10 分の 7 を乗じて得た額（35,050,400 円）とする。